

## 日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

## 第二部 労働運動

## 第四編 その他の社会運動

## 第四章 法廷闘争

## 第四節 「レッド・パージ」と法廷闘争

一、新聞通信放送関係の法廷闘争 五〇年七月二十八日全国の新聞通信放送企業は一せいに共産党員並びに同調者の追放を行った。これが夏から冬にかけて全産業にわたって行われたレッド・パージのさきがけである。東京の大企業の被解雇者たちは結集して言論弾圧反対同盟をつくって闘争にたち、その一環として八月初旬には一せいに仮処分申請を行った。朝日三一名、毎日二九名、放送協会八二名、時事新報一名、日本経済、共同通信三四名、時事通信一六名、読売三一名の人たちが一度に訴訟を起したのである。裁判所は当初全事件を併合して審訊をひらいたが、以後申請人らの強い希望にかかわらず、何故か一切の対質審理を行わなかった。そして、同調者でないという、主張をするかどうかについて、しきりに申請人側の釈明を求めてその意図の所在をうかがわしめるものがあつた。一〇月五日に朝日、共同、読売等につき、それ以後順次に全事件について申請人敗訴の決定があつた。その理由とするところは五〇年七月一八日付マツカーサー元帥のアカハタ無期限停止に関する書簡は「報道機関から共産主義及びこれと一体をなすものを排除すべきことの法的規範を設定する趣旨のものである」というにある。これより先、九月九日に福岡地裁小倉支部が朝日西部本社のレッド・パージについて判決したのがこの種判決の最初であつて、これは共産党に対し極端な政治的批判を加えたものとして一般に非難された。ついで北海道・名古屋等々においてもそれぞれ各地裁がほぼ同旨の判決を下した。

これらを契機に地位保全仮処分に対する労働者の考え方は明かにかわつたものといふことができよう。問題が労働法の範囲に止まる限り比較的公平な判断を下してきた裁判所が一たび政治的問題に関連して判断を下すときは驚くべき反動の見解の持主であると感じ取るに至つたからである。

二、一般産業関係の法廷闘争 まず第一に紹介すべき事件は八月二六日に日発・各配電会社が一斉に行つた大量レッド・パージに対する法廷闘争である。東京に関する限り、当時統一派によってその幹部をしめられていた電産関東地方本部は傘下の全被解雇者によびかけて九月初旬から順次に地位保全仮処分申請を行った。日発・関配合わせて参加した申請人は合計約二三〇名であつた。東京地裁における戦後最大の個人申請による地位保全仮処分事件であつた。

なお関配は被解雇者を相手方にして解雇と同時に立入禁止仮処分申請を行い、東京地裁は手廻しよく直後の九月二日に業務妨害禁止条件付立入禁止の仮処分決定を出した。右に関連して久しくたえていた使用者の立入禁止仮処分は一〇月、一一月にかけて俄然その数をまし、一〇月五日に東日重工、一一月二日に石川島重工、大日本印刷、電業社、中外製薬、一一月四日にライオン油脂という具合に何れもレッド・パージによる被解雇者の事業場立入禁止をねらう仮処分決定が、労

働者の言分をただすことなくして出されたのであった。

その他、結核予防会、日本通運、日本石油、日本鋼管、三機工業、東日電線、沖電気、東京ガス、中外製薬、東急、東武、京浜、高速度交通営団、青海電化、関東電気工業、明治精工、石川島重工、電産労組書記局、三共製薬、松浦炭鉱、等もそれぞれこぞって仮処分申請を行った。しかし東京に関する限り何れも五〇年内に結論に達した事件はなく、五一年にもちこされたのであった。

これらのレッド・ページ紛争をめぐって幾多の刑事事件が起り、多数の検束者と起訴された者が出た。これらの事件は立入禁止に抗して工場に入った建造物侵入、(凸版印刷、東芝府中等)争議応援の友誼団体とこれを阻止せんとする警察官との衝突による公務執行妨害等(電業社、東日下丸子等)解雇理由の明示を求めて交渉を要求した際の暴行傷害等(東急、ライオン油脂等)に分けられるけれども、多数の検束者は何れも頑強に黙否戦術に出て、釈放を求める労働者の群は裁判所、検察庁等を度しげく出入りした。起訴はみな年内に終わったけれども公判は翌五一年にもちこされた。労農救援会東京支部の調査によると、レッド・ページによる刑事被告事件は次の通りである。尚件数及人数は何れも被告事件数及被告人数であって、単なる検束者はその数倍に達する。電産大森二件五名、早大事件一五名、東日重工下丸子事件一三名、東急五件六名、日本鋼管事件九名、わかもと事件七名、ライオン油脂、山之内製薬各事件各一名、凸版板橋事件二名、石川島事件三名、理研圧延事件四名、大日本印刷事件一二名、凸版小石川事件一四名、電業社事件二名、東芝府中事件二六名、計一一九名にのぼる。短期間に例をとれば東京における一〇月一七日から二七日までの一〇日間に起ったレッド・ページ反対闘争による刑事々件その他階級的刑事々件の件数は一九件、検束者総数は早大事件の一四三名を筆頭に二四八名という空前の記録を示した。この数字は起訴されたものおよび起訴に至らなかったものを含む。

これらの犠牲者の救援活動はすべて日本労農救援会が行った。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---